

読谷村民設放課後児童クラブ運営事業者募集要項

1 目的

読谷村は子育て世代を中心に全国的にみても著しく人口増加が進んでいる地域となっており令和7年度には放課後児童クラブを希望する家庭の児童の居場所の確保として支援を増やす必要があることから、放課後児童クラブを運営する事業者を募集します。

2 対象地域及び概要

対 象 地 域：読谷村全域

受 入 児 童 数：おおむね40人

開 所 時 期：令和7年4月1日

専用区画面積：児童1人につき1.65平方メートル以上

年間開所日数：250日以上

募集クラブ数：2

施 設：事業者自ら不動産を確保すること

3 募集内容

読谷村より補助金を受けるための運営基準及び内容とし、放課後児童クラブを令和7年4月1日より開所するものとする。なお、補助については読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付規則（平成29年2月13日規則第1号）によって交付するものとし、放課後児童健全育成事業を遵守するものとする。

4 募集期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月14日（火）まで

5 運営の基準

運営事業者は、読谷村放課後児童クラブの管理にあたっては、次の各項に掲げる法令を遵守すること。

- (1) 放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省策定）
- (2) 放課後児童健全育成事業実施要綱（こども家庭庁）
- (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省策定）
- (4) 読谷村放課後児童健全育成事業実施要綱
- (5) 読谷村子ども・子育て支援交付金要綱

6 事業収支

(1) 収入について

運営事業者の事業収入は、読谷村子ども・子育て支援事業補助金及び読谷村ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業補助金と保護者から徴収する保育料とする。

(2) 支出について

運営事業者が行う読谷村学童クラブの維持・運營業務に係る以下の経費は運営事業者の経費とする。

- ① 運営事業者の人件費、法定福利費
- ② 事業実施に係る経費
- ③ 施設維持管理費
- ④ 事務費
- ⑤ その他村長が必要と認めるもの

7 業務の一括委託の禁止

運営事業者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

8 応募資格

応募者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和6年4月1日現在、沖縄県内において、児童福祉法第6条の3第2項による放課後児童健全育成事業を運営している法人若しくはその他法人格を有しない団体等、又は、それに類する事業を実施し、放課後児童支援員を有している法人若しくはその他法人格を有しない団体、個人等
- (2) 放課後児童健全育成事業を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望、熱意を有している者また、事業を開始するまでに、配置する放課後児童支援員1名以上の確保、教材や消耗品等必要なものを購入する資金を有しており、毎年度の運営費に関し、読谷村より子ども・子育て支援事業補助金（放課後児童健全育成事業補助金）の交付を受けるまでに必要な資金調達が可能である者
- (3) 次の事項に該当する者でないこと
 - ア 政治または宗教を目的としている者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者
 - ウ 市町村税、国民健康保険税（※法人格を有しない団体または個人の場合の代表者を対象）を滞納している者

9 施設条件

(1) 施設設置・運営にあたり適合すべき基準

- ①放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省策定）
- ②放課後児童健全育成事業実施要綱（厚生労働省策定）
- ③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省策定）
- ④読谷村放課後児童健全育成事業実施要綱
- ⑤読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付要綱規則

(2) 施設・設備について

上記（1）に示した指針等の他、次の項目を満たす施設とする。

- ①昭和56年6月1日以降に建築確認を受けて建築された建物又は新耐震基準に基づく耐震性を有する建物と認められること。
- ②建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく用途変更の手続きが必要な場合に

あつては、用途変更の手続きを完了させること。用途変更の手続きが不要な場合にあつては、放課後児童クラブの用途に適合させること。

③その他、消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところに従うほか、施設整備に必要とされる条例や各要綱等、その基準に適合する施設とする。

(3) 設置の基準

- ①児童が過ごす場所として周辺の環境に安全面、治安面の問題がないこと。
- ②近隣住民との良好な関係を築けること。
- ③災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる場所にあること。

10 応募方法

提出書類（すべてA4サイズ左綴りとし、原本1部、原本の写し9部を提出。正本は表表紙にタイトル及び法人名を記載）下記書類の作成や提出等に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。
持参による窓口提出とする。

(1) 申請書（様式第1号）

【添付書類】申請資格に関する書面のうち該当するもの

- ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- イ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明
- ウ 定款、寄付行為、規約、会則等その他これらに類する書面
- エ 申請書を提出する日の属する事業年度の市町村税、国民健康保険税の納税証明書等、滞納のない証明書 ただし、証明書は申請日以前3か月以内に発行されたもの
- オ 現事業の管理運営に係る収支決算書(令和5年度)
- カ 預金残高証明書・借入残高証明書
- キ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面

(2) 事業者概要書（様式第2号）及び配置する放課後児童支援員の認定書

(3) 既存学童保育の概要（様式第3号）

(4) 事業計画書（様式第4号）及び施設の確保が証明できる書類（賃貸借契約書または土地・建物全部事項証明書、施設平面図、現況写真

(5) 収支予算書（様式第5号）

(6) 誓約書（様式第6号）

(7) 質問書（様式第7号）

(8) 既存学童保育の令和5年度事業報告書(任意様式)

(9) その他村長が必要と認める書類等

11 募集要項等に関する質問受付と回答

(1) 質問の受付：応募に関する質問については、質問書をメールまたはFAXで提出すること。

こども未来課 メール info-kodomo@yomitan.jp

FAX 098-958-4125

※ 窓口や電話での質問は一切、応じられません。ご注意ください。

(2) 質問受付期間：令和6年12月20日（金）～ 令和7年1月6日（月）17:00まで

(3) 質問の回答：令和7年1月8日（水）までに応募者全員へ回答する。

12 選定の方法及び基準

(1) 選定方法

選定方法については、審査基準に基づき1次審査（書類審査）を行い、審査通過者へ書面による通知を行う。「読谷村放課後児童クラブの整備及び運営に関する検討委員会設置要綱」に基づき、読谷村の読谷村放課後児童クラブの整備及び運営に関する検討委員会（以下「検討委員会いう。）において、2次審査としてプレゼンテーション等により、運営事業候補者を選定する。なお、候補者が審査委員会の規定点数に満たなかった場合は再選考となる場合もある。

(2) 選定結果の通知及び公表

審査終了後、速やかに検討委員会を開催し、令和7年1月31日（金）までに運営予定候補者の選定の結果を応募者に文書で通知するとともに読谷村のホームページにて公表する。尚、選定結果に対する異議及び電話等による問い合わせには応じられない。

13 選定審査対象除外

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 応募資格を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (5) その他法令違反があり、不相当と認められた場合

14 管理業務の報告等

運営事業者は、地方自治法244条の2第7項に基づき、毎年度終了後、村との協議で指定する日までに事業報告書を提出しなければならない。その他、村との協議で指定する日までに翌年度に係る事業計画等を提出するものとする。

15 交付金について

運営に係る補助金交付については、令和7年度当初予算の議案可決後に受付とする。

問い合わせ先

読谷村役場こども未来課子育て支援係

電話 098-982-9240（直通）

Fax 098-958-4125

（FAX送信後、着信の確認をお願いします。）